**平成２３年（フ）第２３５号**
大阪府岸和田市上松町1253番地の１ウエストハッピー104号
債務者　釜本　堯子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２３７号**
大阪府和泉市池上町３丁目12番26―210号、前住所大阪府和泉市上代町711番地の３
債務者　金山こと　金　　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第５０３号**
香川県高松市香川町安原下第３号418番地
債務者　上村　哲也
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第８２号**
香川県高松市三条町522番地１大西病院社宅201号
債務者　細川　　剛
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第８３号**
香川県高松市三条町522番地１大西病院社宅201号
債務者　細川　幸代（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第９９号**
長崎県長崎市清水町20番42号
債務者　川添　和子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０１号**
長崎県長崎市城栄町32番９号
債務者　小宮　和年
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３４号**
長崎県長崎市界２丁目６番３号　松潮アパート303
債務者　池田　哲次
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３６号**
長崎県長崎市錦２丁目13番５号
債務者　若杉紀代美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２００号**
千葉市中央区道場北２丁目18番34号　スペースメゾン101号
債務者　小原ジェニリン　メンドーザ
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第２１６号**
千葉市中央区新宿１丁目25番11号　ピアレ藤301号
債務者　小谷　　悟
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第２３４号**
千葉県市川市湊新田２番16号　ホワイトハイツ201号
債務者　五十嵐　明
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第２６５号**
千葉県市川市原木３丁目３番25―401号　シルフィード西船橋
債務者　渡邉　武臣
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第２７８号**
千葉県市川市宝２丁目14番10―506号　ＴＯＰ行徳５
債務者　能美　和夫
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第２８３号**
千葉県市川市北方１丁目６番８号　テラスハウス秋広１号
債務者　大塚　香織（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第３２４号**
千葉市花見川区幕張本郷２丁目29番13号　エクセルＢハイム106号
債務者　北澤　裕司
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第３２５号**
千葉市花見川区幕張本郷２丁目29番13号　エクセルＢハイム106号
債務者　北澤はつみ
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係